

税制調査会

小倉会長と懇談

—一般消費税導入反対を訴える—

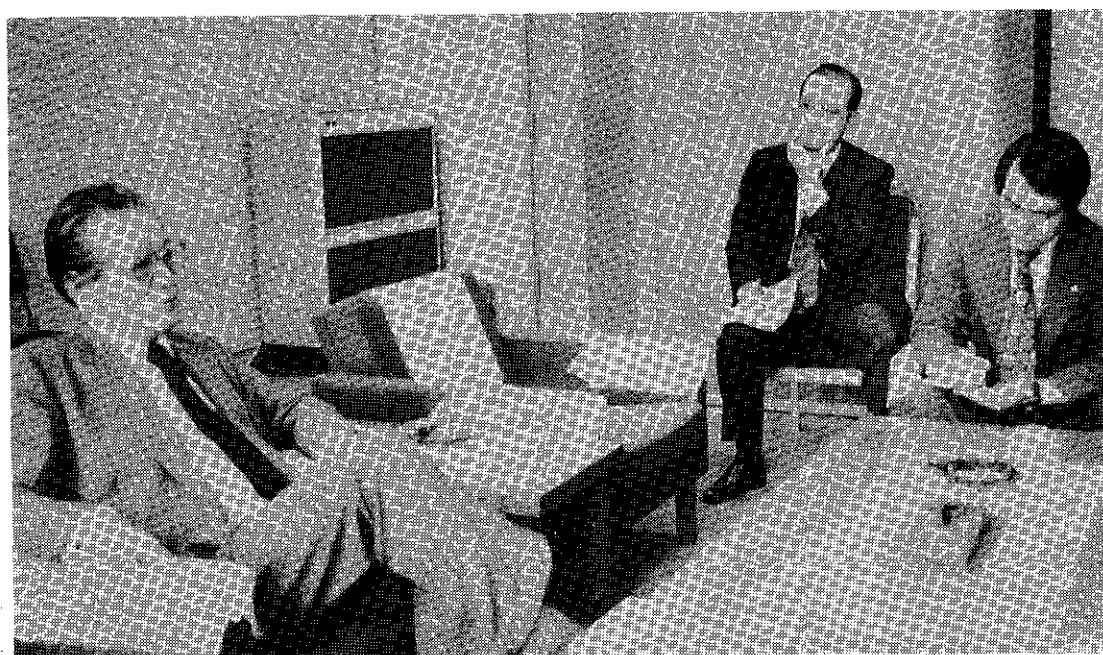
去る九月三十日午後一時、大蔵省に小倉武一税制調査会会长を訪ね、一般消費税の導入問題について懇談を行い、併せて「一般消費税に関する要望書」を提出した。(詳細は次頁に掲載。)

当日は、全国青税連から小林繁夫会長、湖東前会長、石井副会長、坂田総務部長、江成付加価値税対策委員長、伊藤法対策部長、石龜広報部長が出席した。

懇談の中で、「租税の機能は『所得の再分配機能』により富の偏在を防ぐことが必要であるのに『消費』に課税することはこれに逆行し、社会における『富』の不公平分配をもたらすことになる」と指摘し、一般消費税の導入に反対の意見を述べた。



全国青年税理士連盟	
東京都渋谷区千駄ヶ谷	5-20-11
連盟本部 第1シルバービル5F 501号	電話 03(354)4162
会 員	人 林 繁 夫
編 行 小 集 石	人 亀 邦 俊
広報部長	



税制調査会 会長 小倉武一 殿

全国青年税理士連盟 会長 小林繁夫

『一般消費税に関する要望書』

貴税制調査会におかれましては、今後の税制のあり方について、高い立場でご検討のことと拝察いたしました。

今般、貴税制調査会が答申される一般消費税は、製造者消費税、EC型付加価値税、大規模売上税及び大規模取引税の何れかであると云われています。本連盟は、上記一般消費税に関する一般消費税に関し次のとおり要望いたします。

1. 一般消費税は不公平税制である

前記の新税は何れも「消費」に着目し、この効用に対しても課税しようという点においては、どの税も同じであると云える。

担税力は所得があつて初めて生かかわらず可能であるが、所得の無い者が消費した場合にも課税を受けることになり、一層の所得の不平等化を招くことになる。

我が国の租税制度の基本的なあり

流出を招き、分配の不公平をもたらすものである。

又、消費に対する課税は垂直的公平は困難となる。この意味から個別物品に一部課税といふことは社会に対する税収目的のみの立場からではなく別の見地からの有用性をもつが、一般消費税という原則として「消費」に担税力を見る新税の導入には不公平税制となるので反対である。経済先進国となった我国において、稼得されるものは、現在の社会の諸機能を個人が利用して初めて可能となる。それは個人の能力以上の所得となるものもある筈である。

この様な経済環境下にあって「新税」の導入は可処分所得の減少をもたらし、実質賃金の低下を招き、ひいては賃金の引上げとなり、この衝撃は経済循環のあらゆる面に波及することになる。このことはインフレの高進をもたらすものである。

更に現在の不況下においては総需要が萎縮しているのであるが、一般消費税の導入は総需要の大きさに逆行し、社会における「富」なる柱である「消費」に水をかけることになる。

四つの新税の中で最も有望視されている大規模売上税は、付加価値税における免税点の引上げというだけで、その本質は付加価値税と何ら異なるところはない。

中小業者の負担の軽減のため、大規模売上税の導入をするといふことであるが、これは事務負担の軽減であり、納税負担は消費者に転嫁出来ない中小業者がすることになる。

最終、税負担は「消費者」又は「中小零細業者」ということになら、中小零細業者の負担増を招くことになる。

方としても「所得課税」を中心となすべきものと考える。

2. 一般消費税の導入は物価上昇インフレを助長し、一層の景気後退をもたらす

現在のように不況下にもかかわらず物価は依然上昇の一途をたどっている。

2. 一般消費税の導入は物価上昇インフレを助長し、一層の景気後退をもたらす

3. 大規模売上税は付加価値税と本質を一にするとともに消費者のみならず、中小零細業者をも税負担者とする

4. EC諸国導入と我国の場合

これに対しても「所得課税」においても同様に可処分所得の減少をもたらすものであるが、総合課税を徹底するとともに高額所得者に対し増税し、法人税率の上昇をするならば消費性向は高所得者になればなる程低下するので一般消費税の導入より妥当である。

一般消費税は、あたかも、外国人から税の徴収をするごとく非常に徴収が容易であるかの如く考えられているが、国民が負担することに変りはないのであるから、租税制度として我国に導入するに際しては、「課税の公平」が維持されるかどうかを中心に考えるべきで、徴収しやすところからとるべきような安易な考えは、決して存在しない。

我が国の従来の税制の中に、基本的に存在する「課税の公平」を維持しようとする租税制度が、今回の一一般消費税の導入により、大幅に後退し、従来のシャープ税制の大変革をもたらすものとなる。



主 張

全国税理士の注目を集めた日税連会長選挙は周知のとおり山本義雄氏(大阪合同税理士会会长)が再任され、九月二十一日には役員人事も終り、新執行部は二年間のスタートをきった。

新執行部は専務理事に元正憲氏が留任し、あらたに春好幸雄氏が就任した。この人事は新執行部が旧執行部の路線を継承することを改めてあきらかにした。

さて、新執行部の最大の課題は税理士法改正であることは衆行部が「税理士法改正は射程距離に入つた」とか「いよいよ指呼の間に迫つた」と叫び、山本日税連会長を再任させた責任上、その総仕上げが新執行部の重要な役割とされる。

しかし、我々の望む税理士法改正がはたしてできるのかという不安を持つ会員が多い。

山本執行部は、政府提案を自達は国会上程との見通しがあっていたが一般会員には充分な説明がなされないままであり、一般会員

日 税 連 の 民 主 的 改 革 を

3・税理士の組織する団体の自主権を確立すること。』の基本的な希望が実現できるように、全国三万余会員の先頭に立つて闘うことを。

2・税理士の権利の保障を明確にすること。

日 税 連 執 行 部

に 望 む

『一・税理士制度は国民のための制度』として確立すること。

の不安は高まるばかりである。その不安は「税理士法改正に関する基本要綱」という税理士会内部の合意を得た前提が無視されるのではないかということである。「執行部を信頼し」とか「法改正の原案が出たら国民投票にかける。」といふような文言で納得できる問題ではない。

我々は新執行部に望む。

『基本要綱』を守り、その「三本柱」である

『一・税理士制度は国民のための制度』として確立すること。

多々指摘されている。なかでも「税理士界」で「月税連会長選任制度の抜本的改正についての再提言」では、

『第七一五号・織本秀實氏』では、

選任制度のほかに、「日税連の総会のあり方、税理士会の議決権の數及び行使の方法」についても改

革の必要性を論じている。

日税連が事実上、正副会長及び専務理事という少数で執行され、

総会が各単位会長で行われる現状では、まったくといってよ

いほど「総会」としての機能を果

たたえる重要な時期にきていると認識しなければならない。

それぞれの会員があるいは単位会が、そして全青税が一般消費

税の導入を阻止するためあらゆる

例えは、多くの納税者を集め、一

般消費税の実態を明らかにしてい

くのもいいし、納税者の各種団体とともに行動することも考えられる。

『不公平税制をたたず会』とい

う既に一定の影響力をもつ団体に

加入していくことも考えられるだ

ろう。

シャウブ勧告の、我が國に根づい

た直接税の申告納税制度を根本か

ら改悪する一般消費税の導入を阻

止するため、納税者と團結する

ことは税理士の社会的地位の向上

に大きく貢献するのである。

運用方法によっては現在の日税連組織よりましむ方向が出るはずである。

一般消費税について、今さらここでその導入反対論を述べる必要はない。

全国青税は、すでに付加価値税についてヨーロッパへ観察団を派遣したり、数多くの研究成果を発表している。その成果をふまえて、一般消費税の導入に強く反対するのである。

このよろしい状勢の中で、我々は今までの研究成果を社会に広くうけたれる重要な時期にきていると認識しなければならない。

それぞれの会員があるいは単位会が、そして全青税が一般消費

税の導入を阻止するためあらゆる

例えは、多くの納税者を集め、一般消費税の実態を明らかにしてい

くのもいいし、納税者の各種団体とともに行動することも考えられる。

『不公平税制をたたず会』とい

う既に一定の影響力をもつ団体に加入していくことも考えられるだ

ろう。

シャウブ勧告の、我が國に根づいた直接税の申告納税制度を根本か

ら改悪する一般消費税の導入を阻

止するため、納税者と團結する

ことは税理士の社会的地位の向上

に大きく貢献するのである。

税理士法改正運動の問題点

荻野弘康

現行税理士法の問題点は多々あ

る。それらを批判し検討を加えた上で「税理士法改正に関する基本要綱」(昭47・4)が日税連で機関決定されている。

「基本要綱」制定以来、全国の税理士は、正しい法対運動を行なった法改正が実現することを願つてきた。税理士法改正は、三万税理士の悲願でもある。

本年七月に行われた日税連会長選間際に「税理士界」報道の如く、果して、法改正は射程距離に入ったのかそれとも連合会長選目当時の虚報であったのかどうかの検討も加えながら当面の日税連が押しすすめようとしている法改正運動の動向を探つてみたい。

日税連執行部に対する危惧

われわれは日税連が、「基本要綱」の線に添つた法改正運動を強力に押しすすめること願うとともに、正しい法対運動を全力で支援していくことが大切である。

「国税庁・大蔵省主税局・当面の問題で日税連幹部と会談

—税理士法改正が話題の中心

(税理士界第七一〇号)

「日税連・税政連幹部・自民党財政部会と会談

—税理士法改正が話題の焦点

(税理士界第七一一号)

「税理士法改正の見通しを表明」

(税理士界第七一二号)

等々で、連合会長選舉間際の「税理士界」は、正に税理士法改正のキャバーン記事で華々しく埋めつづられていた。

税理士法改正を政府提案でやろうとする日税連の方針もその辺から出てくるのであろう。

われわれは政府提案は何でもワ

ルイという立場をとるものではな

い。問題は法案の中味のよしあし

なのである。

しかし乍ら、現在の日税連の目

の路線が継続され内部の意見が統一されるならば税理士法改正への道が現実的なものとなってくるの

ではないかといふ示唆があった。

ところ、山本連合会長の再選が法改正の前提条件であるかの如き報道を

なした。

事実、主税局が山本再選を示唆

をしたとすれば税理士会に対する内政干渉となるし、もし、事実でないとすればそれは正に、連合会

長選目当時の虚報ということにな

る。

連合会長選は、これらの一連の世論操作の効きめがあつてか、「法改正近し」の期待感を全国の

税理士に抱かしめ、山本再選へと向つていたものであろう。

ナゼ政府提案にこだわるのか

税理士に抱かしめ、山本再選へと向つていたものであろう。

世論操作の効きめがあつてか、「法改正近し」の期待感を全国の

税理士に抱かしめ、山本再選へと向つていたものであろう。

ナゼ政府提案にこだわるのか

税理士に抱かしめ、山本再選へと向つていたものであろう。

世論操作の効きめがあつてか、「法改正近し」の期待感を全国の

員会只松委員「……ぜひひとつ税理士法を前向きに検討していただきたい。この弁護士法と税理士法をみたとき、余りにも差のひどいのに私は愕然とするわけでございます。

どういうお考えをお持ちになっておられるが、できればひとつ大臣のところ感を承りたい」

私はも現在非公式に意見交換を続けております。ただいまおっしゃいました監督権の問題につきまして、税理士会の御要望は私ども十分承知いたしておりますが、……

私も只松委員「……そう簡単には踏み切れないのではないか」というのが私の率直な

気持ちはあります。ただし、御要望は私どもも早からんことを願うものではあるが、かといって法改正の中味のチェックを素通りまでして喜ぶ程

幼稚ではない。

幻想は捨てて原点に戻ろう

われわれは税理士法改正の一

日も早からんことを願うものではあるが、かといって法改正の中味の

チェックを素通りまでして喜ぶ程

浮かび上つてくるのではないだろ

うか。

法改正での主要点ともいべき

○坊国務大臣「……弁護士と税理

士とは性格上に相当な違いがあ

る。……無限に人権を代理して主張

することと、ある程度妥当性とい

うことと、そしてこれを主

張していくといふところに若干の

相違があるのじゃなかろうかと思

います。そこで、弁護士法と税理士法とを同じように持つていくといふことについては、これは相当考

えていかなければならぬことがあります。のじやなかろうかと思います。」

省にホメラレ、再選を示唆されるような山本執行部の税理士法改正運動の限界というものが、自ずと

運動の限界といふことによってこそ、社会の信頼に応えられるこ

とを銘記しなくてはならない。

西ドイツ訪問記

早川景

日税連の初めての西ドイツ税理士制度調査団の一員として、六月四日から十日間、ボンに行って来ました。訪問先は西ドイツ連邦大蔵省、ノルトライン・ヴェストファーレン州大蔵省、同州の刑事裁判所（職業裁判所に関連して）西ドイツ連邦税理士会、ケルン税理士会、西ドイツ経済検査士会などです。報告書は別に日税連から発表しますので、ここでは肌に触れたドイツについて書いてみたいと思います。

最近、西ドイツでは一九七五年から一九七八年にかけて次々と法律が改正されたり、新しい法律が制定されたりしています。

税法関係では、租税基本法（AO）が全面的に整理され改正され、新しく一九七五年一月から施行されております。

税理士法も（西ドイツの場合、税理士法と訳すことに大いに疑問を感じますが）一九七二年の税理士と税務代理士の統合に関係する大改正に引きづいて、租税基本法（AO）の大改正に関連して、

労賃税援助団体等の納税者援助団体に関する規定が、税理士法に移され、整備され、新たに1条から33条加わり、旧AO17aを引き継いで規定されています。特に労賃税援助団体に関する規定は、新たに1条から33条から31条にわたり、一つの組織団体としての規定の整備が行われています。

税理士制度についても大幅に改正が行われました。注目する点を二、三あげますと、例では、69条、70条、71条は、新たに法律として規定されています。69条は、税理士または税務代理士が一時的に職につけなくなつたとき、または、故障を生じたときには、職業会議所は、関係人の申立てによって他の税理士または税務代理士を代理として任命することができる。代理人人は、職務を自らの責任で、しかし被代理人の計算と費用で遂行する。もちろん代理人人は適当な補償を得る。70条は、税理士、税務代理人が死亡した場合の清算人の任命である。71条は、税理士等が死亡する。

その職務を自らの責任で、しかし相続人の計算と費用で遂行する。管財人は適当な補償を得る。これら、税理士が死亡等の場合における処置は、日本の税理士にとっても切実な問題でありましょう。

次に、税理士会の自治との関連から、理事の責問権に関する規定、職業裁判に関する規定の改正であります。これは責問権の時効が、三年と明確になり、理事の責問に対する不服申立の規定が新たに書き加えられたり、職業裁判による規定が大幅に書き加えられて、手続きがより詳細になったことがあります。今度の税理士制度に関する改正の大半は、職業裁判に関する規定であるといつても過言ではありません。これらは改正の旧新の対比を行い、そしてその実態について、改正の理由についての検討が必要となるでしょう。(会員の調査では、これはすることができなかつた。)

ク、資産総額一億マルク)以上は
経済検査士の監査が必要であつた
けれども、これをさらに拡大し
うという案が出てきています。
のへんで線引きをするかといふ
とが、非常に問題になつてい
ます。案ではECとの関係で、今
より非常に低く二十三万マル
ということになっています。し
し、これは非常に低いので、目下
運動が続けられています。結果
には、税理士は監査ができるが
稅務代理士にはできないようにな
ららしいとのことでした。この
題を、西ドイツの税理士は今後
のようすに解決していくか注意し
おく必要があるうかと思ひます
先に述べましたように租税基
法(AO)もいくつかの改正案
長い年月を経て、一九七七年よ
り、今まで稅務署等の調査は、
査に關係する条文は11ヶ条に整

が印象的でした。これら法律の改正は、税法の分野ばかりでなく、刑法典、刑事訴訟法、民法典、共同決定法等、広い範囲にわたっています。

手元にあるベック書店の民法の条文集をみると、Passung, ab 1. 7. 1977 の改正条文を示した赤い字がいっぱいです。西ドイツは現在、社会民主党（SPD）と自由民主党（FDP）の連立政権ですが、これらがこの法律改正とどういった関連にあるかが、興味深いものがあると思います。

ついでに、西ドイツの税理士が法律改正にどのようにかわっていられるか、興味深い課題であると思思います。租税基本法（AO）をはじめとして、税理士法の改正にどのようにかかわりあったか？また先に述べた有限会社の監査をめぐる要望をどのような団体で手続きで政治生活をしているか、が知りたいところです。しかし、これは今度の調査では予定に入っていない範囲でした。今後の課題です。

Digitized by srujanika@gmail.com

したが、例えば、子供等が資格を有しないとき、相続人の申立によつて、原則として三年間、例外的には、この期間を延長できるが、他の税理士等を管財人に任命するこ

があります。これはすでにクレ
カー先生は、日本について、有
会社の法定鑑査に関連して、税
士の排除の問題にふれています
今まで、ある大きさ（従業員

され、基本法に規定されていま
す。それによると、関税の調査ま
で、事前通知が法定化され、ジニ
ツセルトルフの州大蔵省を訪問し
たとき、担当者の「関税も含む」

一般消費税導入の背景と問題点

付加価値税対策委員長 江 成 健 一

I、我が國經濟の中期展望

昭和 50 年代前半の我国經濟成長率及び消費者物価上昇率は、それ 6% 及び 9% 程度と想定される。この様な經濟環境下においては、法人稅收は、殆んど伸び悩み状態となると思われる。

企業内における、コスト上昇率は名目成長率として想定される十数% 程度となるものと思われ法人利潤は、低落傾向をみせるものとなる。これに対して所得稅收は、名目成長率と同程度の増収率となるものと思われる。

企業におけるコスト上昇率は、賃金、地代家賃に同率の上昇率をもたせるのであるから、所得稅收は、自然増収が見込まれることとなる。これに対して、財政支出は行政における人件費増、社会保障費増も著しくなると思われる。

行政機構の合理化を実施したとしても国債の償還を考えると財政欠陥となることは避けられない。

II、単年度主義の問題点

我国の財政運営は、当年度の收入で、支出をまかぬうという単年

度主義に基づいて行われている。

財政收入が著しく多い場合には、支出する必要のない支出を行なうことになる。景気過熱である為稅收が増大しているのに一層の景気の過熱をもたらすことになる。

現在のように財政欠陥時においては、本来の經濟政策としては、一層の財政投資、減稅等の財政政策を実施しなければならないのに、これらの政策を実施出来ない。

但し建設國債の発行の例外はあるが、国会の承認を要する為機動的ではない。このように単年度主義では、經濟政策及び財政運営に問題を生じさせる。

景気循環は中期的にみると大きく変動するものである。

この様な景気循環を考えると好況期には、余剰資金を留保し、不況期には、留保資金を使うという

彈力的な經濟運営を行なう方が妥当である。それにもかかわらず單年度の中で、收支を合せようとする現在の方式は、經濟にひずみを生じさせる原因となる。

III、財政欠陥と新税の導入

既に述べた通り財政欠陥が生じる可能性が大である經濟環境下にあるため单年度主義から早期転換が行なわなければならない。

又、歳出の合理化、新税の導入が必要となる。

数ある新税の中で特に注目しなければならない新税は「消費課税」の性格をもつ新税である。

過去の租税制度をみると、「課税の公平」を「經濟政策」との比較考量のもとに行われていることが判る。戦後の資本が破壊された時代には、資本蓄積のための租税政策がとられてきた。

しかし、今日一応の資本蓄積が行われている現在ではむしろ「課税の公平」が選択されるべき時代であると思われる。

我国のように、經濟先進国となつた現在においては、不公平税制といわれている經濟政策的考慮から立法された租税特別措置法を大幅に制限する必要がある。

IV 新税としての一般消費税の性格

新税としての一般消費税の性格

にどのような税目を考えているの

であろうか。中期答申によると

「製造者消費税」、「大規模売上

税」、「大規模取引税」、「EC型付

又、歳出の合理化、新税の導入が

必要となる。

数ある新税の中で特に注目しなければならない新税は「消費課税」の性格をもつ新税である。

過去の租税制度をみると、「課

税の公平」を「經濟政策」との比

較考量のもとに行われていること

が判る。戦後の資本が破壊された

時代には、資本蓄積のための租税

政策がとられてきた。

しかし、今日一応の資本蓄積が

行われている現在ではむしろ「課

税の公平」が選択されるべき時代

であると思われる。

我国のように、經濟先進国となつた現在においては、不公平税制といわれている經濟政策的考慮から立法された租税特別措置法を大幅に制限する必要がある。

これらのは正による財源と、所

得稅制を本来の総合課税に戻すこ

とににより、財源は充分に確保されるものと思われる。

新税の導入は不要である。

新税としての一般消費税の性格

にどのような税目を考えているの

をとると應能原則による課税と

は、大きく変わることになる。

所得に纳税力を見る應能原則に

よる所得課税こそ本来の税制のあ

り方である。今日個人の所得は、

社会資本、社会の諸機能を利用し

て初めて稼得されるのである。

そこには、個人の能力以上のもの

のも含まれる筈である。

この様な場合に租税の機能とし

て「所得の再分配機能」による富

の偏在を防ぐことも必要となるの

に消費に課税するということは、

益々富の不平等化をすすめる原因

となる。現にフランスでは日本経

済新聞によると 9% の世帯が 50%

の富を所有しているということ

であるが、長期間、間接税の比重が

高い為の結果であると思われる。

更に消費課税の新たな導入は、

新税分だけでも値上げとなるのに

便乗値上げをも誘発し、實質賃金

の切下げとなることから、賃金引

上げとなり、この衝撃は經濟循環

のあらゆる面に波及する。

又、中小企業で價格支配力を持た

ない企業にとって、賃上げが不

可能となり実質賃金の切り下げの

ままとなる。總需要の大きな柱で

ある消費は新税の課税により抑制

されることになり景気対策も不^成

✓十分なものとなる。

現在有望視されている大規模売上税、大規模取引税は、何れも、中小企業者の負担の軽減のためと単に事務負担の軽減であり、むしろ税に関しては消費者とともに納税者となる。

税理士特別試験違憲訴訟の経過と現状

大阪合同

田賀

明

(特試違憲訴訟をするする会長)

▲1 出訴までの経過

近時、わが業界における特試出身による税理士（以下特試税理士といふ）の増加は年を追つて著しく、その生み出す弊害はもはや放置できないものとなり、口に出すと出さぬの別なく、特試廃止は、全国税理士会員の強い要望となって来た。昭和四十七年当時の大阪合同税理士会制度委員会は、この要望をうけ、特試の現況、弊害、これを廃止する方法等について研究を始め、昭和四十七年七月、「税理士特別試験違憲訴をすめる会」を結成し、原告七人、弁護士十一名の陣容をもつて、遂に特試廃止の差し止め訴訟へと踏み出したのであった。

1 特試は税務職員たる身分に特権を与える違憲制度である。

2 特試は税理士法第6条に違反し、税理士試験制度を破壊するものである。

（税理士法第6条…税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし…）

3 違法な特試実施の弊害の例として次のものをあげる。

i 税理士法42条違反の統出。

ii 税務職員の地位利用による顧問先の予約、二階建、三階建の

「大規模」という修飾語は登録業者の引上げというだけで経済的負担はむしろ増加する。

VI 一般消費税は不公平税制である財政欠陥の為又、高福祉、高負担の為等新税を導入するという説明は、表面的には、充分に理由があるようと思える。しかし、その

際、我々が考慮しなければならないことは、新税の導入により、依然課税の公平性が維持されるか

どうかという点である。

新税としての一般消費税は、あたかも、外国人から税の徴収をするかの如き錯覚に陥りそうな、或

は、他人の財布から支払い誰も負担しなくててもよい様な導入理由の説明がなされている。實際には国民が負担することに變りはないのである。

一般消費税収分を所得課税により徴収出来ないことはない。

▲2 特試はなぜ廃止せねばならぬか

顧問先への天下り。

iii 繩紀紊乱の温床。

裁判に上告したが、最高裁はまた本件の管轄裁判所を東京地裁としたため、以後本訴訟は大阪より東京に移り今日に至っている。

▲3 特試裁判の管轄裁判所をめぐる攻防

意図は退けられ、以後裁判は書面審理より實質審理へ、着実に特試の実体解明へと進んでいる。

▲4 東京での裁判開始

大阪より東京に移つて、法廷の

雲闇気が一変した。裁判所は先づ訴えの手数料不足分一万二千二百五〇円也を追徴するとの補正命令を出す。更に驚くべきことに、訴訟記録の欄外に「弁論が開かれているので終結宣言が必要」と、訴えを直に却下しかねないメモが見られ（この欄外メモは後で2本線で消されている）、原告に証明命令を出し、冒頭陳述の時間を三分の一に制限する等、被告に甘く原告に厳しい、異例ともいえる訴訟指揮をとり始めた。裁判所は、門前払いをくらわす用意が濃厚にみられるよう申したたた。下出裁判長は「國は人的、物的に本訴訟を大坂で行い得る力を有する」として、國の申立てをしりぞけたが、

2、税理士 平山玲是氏 証言 内容「一般試験合格の税理士として、苛烈な受験勉強体験。特試を無試験に一般試験を更に困難なものとする」として、

拒否しないでもよい様な導入理由の説明がなされている。實際には國民が負担することに變りはないのである。

一般消費税収分を所得課税により徴収出来ないことはない。

消費課税は、應能原則を中心とする從来の所得課税から大幅に後

退し、シャウブ税制の大変革をもたらすものとなる。課税の公平が維持されない新税の導入には、國民の承認は得られない。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

iv 税理士の社会的地位の低下、名譽、信用の失墜。

4 特別差止めの必要性

原告側1、日本大学教授 北野弘久氏、証言内容。「日本国憲法と租税法律主義」「税理士の使命、資質、能力」「税理士制度の果すべき役割」「税理士法第1条、中正な立場、批判」「特試の生み出している弊害」「税理士法附則30等々。

5 原告らの損害と賠償請求

▲5 各種証人の喚問

目下、原告および被告は、次の証人をたてて、各自の主張を裏づけている。

原告側1、日本大学教授 北野弘久氏、証言内容。「日本国憲法と租税法律主義」「税理士の使命、資質、能力」「税理士制度の果すべき役割」「税理士法第1条、中正な立場、批判」「特試の生み出している弊害」「税理士法附則30等々。

2、税理士 平山玲是氏 証言 内容「一般試験合格の税理士として、苛烈な受験勉強体験。特試を無試験に一般試験を更に困難なものとする」として、

6 本件訴訟が大阪地裁に提訴されると、更に一国民として、民主的個人権を擁護する立場からも現状をこのまま放置することはできない。

7 原告らの損害と賠償請求

▲6 原告側1、日本大学教授 北野弘久氏、証言内容。「日本国憲法と租税法律主義」「税理士の使命、資質、能力」「税理士制度の果すべき役割」「税理士法第1条、中正な立場、批判」「特試の生み出している弊害」「税理士法附則30等々。

2、税理士 平山玲是氏 証言 内容「一般試験合格の税理士として、苛烈な受験勉強体験。特試を無試験に一般試験を更に困難なものとする」として、

3、税理士法42条違反の統出。

4、税理士の地位利用による顧問先の予約、二階建、三階建の

5、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

6、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

7、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

8、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

9、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

10、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

11、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

12、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

13、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

14、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

15、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

16、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

17、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

18、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

19、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

20、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

21、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

22、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

23、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

24、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

25、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

26、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

27、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

28、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

29、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

30、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

31、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

32、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

33、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

34、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

35、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

36、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

37、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

38、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

39、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

40、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

41、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

42、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

43、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

44、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

45、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

46、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

47、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

48、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

49、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

50、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

51、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

52、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

53、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

54、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

55、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

56、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

57、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

58、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

59、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

60、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

61、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

62、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

63、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

64、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

65、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

66、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

67、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

68、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

69、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

70、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

71、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

72、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

73、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

74、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

75、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

76、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

77、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

78、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

79、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

80、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

81、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

82、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

83、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

84、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

85、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

86、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

87、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

88、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

89、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

90、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

91、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

92、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

93、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

94、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

95、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

96、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

97、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

98、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

99、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

100、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

101、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

102、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

103、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

104、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

105、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

106、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

107、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

108、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

109、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

110、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

111、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

112、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

113、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

114、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

115、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

116、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

117、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

118、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

119、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

120、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

121、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

122、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

123、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

124、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

125、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

126、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

127、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

128、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

129、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

130、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

131、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

132、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

133、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

134、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

135、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

136、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

137、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

138、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

139、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

140、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

141、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

142、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

143、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

144、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

145、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

146、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

147、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

148、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

149、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

150、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

151、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

152、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

153、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

154、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

155、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

156、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

157、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

158、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

159、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

160、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

161、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

162、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

163、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

164、税理士特別試験違憲訴訟をすめる会

ととなつたものである。

これより先、第14回公判（昭和50年11月17日）より3回にわたり小林原告に対する本人尋問が行われた。最初の2回の原告代理人による主尋間に答えて顧問契約締結の経緯、顧問契約についての合意の成立、旧会社の清算と被告会社設立の業務について、税理士の役割と社会的責任、本件受託業務の内容、本件の報酬の実態、解任通告時の事情、税理士の法定業務といわゆる附隨業務との関連、親会社との特殊事情、税理士業務の多様性、継続性、税理士業務と商法・税法等について証言がなされた。これによつて、原告には解任を受けるべきいわが全くないこと、にもかかわらず、税務調査が無事終了した後突然一方的に解任通告をしてきた被告会社の背信性が浮彫りされた。

被告代理人は、原告の供述の信

びよさを減殺すべく、原告は清算事務と新会社設立の段階で既に問題があつたかの如く、また、報酬

について高いとか高くないとかの由、原告が顧問をしている同業会社に被告会社の秘密がもれるおそ

れがあるとかを述べたのではない

かと、その他青税に提出するた

め解任理由書の作成を強制した事

実はないかとか、色々なことをあ

げて反対尋問をした。

しかし、原告はひとつひとつで

いねいに、かつ毅然とした態度で

答え、ほぼ完全にこれを論破した。

むしろ、被告側のいいがかり的

な言辞が露呈され、結果的には必

ずしも先方に有利にはならなかっ

た。これまで、被告側は、「委任

ハ各当事者ニ於テ何時ニテモ之ヲ

解除スルコトヲ得」という民法六

五一条一項の規定を楯に、法解釈

的には優位に立つてゐるとの判断

からか、事実関係については余り

主張をしてこなかつた。しかし、

公判が進むにつれ、本件解任の不

当性が明らかにされると共に裁判

所の態度も変ってきたことなどか

ら事実関係も無視できないとの判

断に至つたものと思われる。

被告側はこの反対尋問が不成功

に終つたとみるや、急きよ、その

場で口頭でもつて、被告会社代表

取締役の本人尋問を求めるとも

に、次回公判には準備書面を提出

し「本件解除に至つた理由の如何

は解除の有効性に何ら消長を来す

ものではないけれども、単なる事

情として理由を述べる」として解

除には正当な理由がある旨を主張

はじめた。こうして第18回公判

（昭和51年11月16日）より3回に

わたって被告会社代表取締役に対

する尋問が行われた。

主尋問と準備書面で被告側があ

げた解任を正当とする事由は、原

告が從前より顧問をしている被告

会社の競業会社（実際には流通の

段階が異なり競争となり得ない）

に販売や仕入に関する秘密がもれ

るおそれがあること、被告会社に

その後株主構成、役員構成など大

きな組織的变化があったこと、原

告には解任に至るまで信頼しきれ

ない事由や、後任の税理士に比し

助言が不充分である点があつたこ

となどである。これらは原告代理

人の反対尋問によつて、いずれも

容は全く事実無根であつたり、事

実を故意に歪めたものにすぎない

ことが明らかにされた。

またあわせて準備書面（原告第

十一、昭和52年6月28日提出）に

より、反論を行つた。被告側が後

から出して来る事実については、

原告側としては反対尋問という裁

判進行上の方法による制約から細

かいことまで全てを反証すること

は困難であるが、基本的なことは

概ね論破することができた。

このあと行われたのが今回の公

判である。重要な役割を荷つた弁

証人は、調査終了後は関与先か

ら慰労の意が表されるのが普通で

あり本件のごとくその場でいきな

り解約の通告をなすのは、非常識

もはなはだしく極めて異常である

こと、後任の税理士が「会社が辞め

てくれと言えばいつでもやめる」

といつてゐるとの被告会社代表者

の証言は理解できない、いつでも

やめなければならないような状況

のもとでは、長期的展望を持つた

関与はできないし、事務所も維持

できること、税理士顧問契約に

基づく税理士の業務は、弁護士の

業務の如く何かあつたときに行う

というのと異なり、企業の正常活

動の中で常時必要であるため、業

務に切れ目はなく、契約も継続す

るものであること、従つて、いつ

からいつまでとか、これとこれと

これというように仕事を画定する

ような契約はしないし、またでき

かならないこと、税理士事務所の財政的

基盤は継続的に収入する顧問報酬

であり、顧問契約が不安定では事

務所存続の基盤を失うこと、顧問

契約を何時でも自由に解約するこ

とができるとしたら、脱税相談等

が証言された。

今回で証拠調べが終り、次回公

判（来る昭和52年11月29日）で最

後の主張を行つことになった。

一層の御協力を願ひする次第

である。

が証言された。

今回で証拠調べが終り、次回公

判（来る昭和52年11月29日）で最

後の主張を行つことになった。

・会員が傍聴していること、など

税理士会では特別委員会を設けて

対応しており、本日も東京税理士

会波多野会長はじめ多数の役員

税理士会では特別委員会を設けて

「株式制度に関する改正試案」は 最低資本金制度への布石

昭和五十年六月十二日付で改修

それがある

辻 健(東京)

意見照会がなされた。

全国税連では、現在おかれている税理士の立場、さらに主たる関与先である中小企業の諸般の情勢等を考慮し、商法二次改正に対する基本的見解を明らかにした。

一、大小会社の区分に反対

大会社の取締規制には特別法を別途制定すべきである。

二、最低資本金制度導入に反対

最低資本金制度を導入することは、中小会社を株式会社及び有限会社から排除することであり、しかも同制度導入は、株式会社のすべてに会計士監査を導入する可能性があり、すべての株式会社を税理士の職域から失うことになる。

四、中小企業の負担になる改正には反対

業取引に重要な弊害をおよぼすおそれがある改正には賛成できない。これら四つの基本的見解は、相互に関連し、一項目を認めればすべて崩れていくことを認識しています。

ただきたいと思います。

今回の「株式制度に関する改正試案」（以下「改正試案」という）は、①額面株式と無額面株式、②既存会社の株式単位は正、③自己株式の制限、④株式相互通有の規制、の項目からなっています。

「株式制度」のみを個別的にみると改正試案に対して認容する項目もでできます。しかし商法二次

連結納税制度導入を前提とし、連結結子会社はすべて税理士の関与からはずされるおそれがあり職域侵害となる。

三 連結決算制度導入に反対
証取法上の連結財務諸表が制度化され充分その目的を達成されてゐる。商法上の連結決算制度は、

改正全体の中で、改正試案をとらえてみると、株式会社の根本的事項であるので、その改正する背景が浮ひあがってきます。

は約一万名、一社平均二千万円の管理コストがかかっていることになりますが、平均資本金額は約十億円、管理コストがそれ程ウケートを占めているとは思われません。

ここで改正試案は、券面額の最低限の制度を撤回して、分割発行の途を開いています。この場合、会社は分割発行の最

とっています。又既存会社にあつては単位株式制度をとり、券面額の合計五万円を一単位として、一単位に満たない株式を有する株主には自益権を与えるが、共益権については剝奪して、将来一単位を一株に併合することを予定しています。

全体の約23%を占めていますが、かりにこれらの株主の管理コストが○であるとしても（自益権はまるで本当は変わらないと思う）平均四百六十万円の管理コストを正のために株主の操縦を奪われるとになります。

理コストが二千円程度かかりこれは是正のためと説明しています。しかし、株主の管理コストは、会社の株主総人數と資本の利用額によってきまりますが、大企業は一般投資家の資本を集め利用する以上、ある程度の管理コストは必不可少なものです。

が庄倒的多數流通しています。これに対しても五百円以上の株は市場で人気がなく低迷しています。ゆえに会社経営者は株式併合をおこなわない主な理由とされていきます。

万円の引上は、会社設立のみに意味があることになります。改正試案には、一千株単位をもとに制定根拠をもうけています。会社設立の最低発行株式数を一千株以上とすれば、資本金五千万円未満は認められなくなり、最低資本金制度導入の布石と考えられるわけで

現行法でも、一株五百円以上となつており上限の定めがなく株価の引上げは会社の自由であつてあって強制する必要もありません。又旧法上の五十四株会社には、株式併合の手当もなされています。株価の引上の理由として、立法局者は、現在一株主あたりの管

社でありますから、管理コストについては、法律で強制されなくてはならない何らかの減額策を行いつつ、資本の利用をおこなっているのではないでしょうか。

ここで会社設立時五万円以上の強制発行について考えてみます。

十円がいいかは、べつに合理的理由が存在するわけではありません。

現行法でも、一株五百円以上となつており上限の定めがなく株価の引上げは会社の自由であつてあって強制する必要もありません。又旧法上の五十円株会社には、株式併合の手当もなされています。株価の引上の理由として、立法者によれば、現在一株から二千五百円

社でありますから、管理コストについては、法律で強制されなくてはならない何らかの低減策を行いつつ、姿勢の利用をおこなっているのではないでしょうか。

十円がいいかは、べつに合理的理由が存在するわけではありません。五十円株が他の物価と比べ低すぎることは事実ですが、それは株式の取引数量の大きさによって解説されています。

が圧倒的多数流通しています。これに対して五百円以上の株は市場に人気がなく低迷しています。ゆえに会社経営者は株式併合をおこなわない主な理由とされていま

万円の引上は、会社設立のみに意味があることになります。改正試案には、一千株単位をもとに制定根拠をもうけています。会社設立の最低発行株式数を一千株以上とすれば、資本金五千万円未満は認められなくなり、最低資本金制度導入の布石と考えられるわけで

鹿児島青年税理士クラブ 活動状況と鹿児島の案内

鹿児島青年税理士クラブは現在会員数二十五名で活動しています。二、三年前までは三十四、五名会員がいましたが四十五才を基準に任意入会のため脱会があり、年に一、二名程度のため会員増がなかなか出来ない現状です。

それでも現在の会員は名目だけの会員でなく、皆青税の一員として会活動に精進している者ばかりです。現在会の組織は人数が少ないので部ごとの区分をせず、会長一名、副会長二名、会計一名、監事一名のメンバーで運営にあたっています。会合は毎月一回午後六時三十分より二時間程度ホテルの会議室で食事をしながら例会を行います。形式は会長が報告事項等をし、議事を進めていきますが、議題を決めていたり、又自由討論方式で討論したりで二時間程度をすごします。議題の中心は会員の身近な問題が多く、税務調査問題、事務所経営の問題等で、特に税務調査で問題になった事項等を皆んなで検討し、署との交渉の参考にしている様です。制度問題

等は鹿児島の場合、それぞれ考へてはいるのですが、毎日の仕事の問題でないため勉強する機会が少なく、あまり深くは議論していない状態です。我々も出来るだけ中央での理事会等に出席し勉強の機会を持ちたいと思っております。鹿児島等地方の会員の場合は私をはじめ、全員が本部役員の活動に刺激を受け、仕事に追われている毎日の中にも将来あるべき税理士像を求めて努力していく所をついていきます。

(一)鹿児島市 世界有数の活火山 桜島を目前に浮べる県の中心鹿児島市は人口四十八万、島津藩七〇〇年の城下町として栄えてきました。今日では南九州の中核都市として政治、経済、文化、交通の中心地であるとともに、東南アジアへの南の玄関口として発展を続け豊かな自然と数多くの史跡に恵まれた市街地には温泉も湧き、都市と自然が良く調和した町です。

(二)桜島 錦江湾上に浮かぶ世界的活火山桜島は海拔一二一七メートル、有史以来數多くの爆発を記録し、流出した溶岩は三〇億トン、見渡す限りの溶岩原は、まさに月世界を思わせる幻想の世界です。

(三)霧島 市内より約一時間半、日本最初の国立公園があります。二三座の群状火山をもつ霧島連山は神話発祥の地にふさわしく神秘的な山容を見せていました。春のミヤマキリシマ、夏の新緑、秋の紅葉、冬の霧氷、四季それに変化に富んだ景観は、いたるところに湧き出る温泉の湯煙とともにまさに一幅の絵を織りなします。

浴場として鹿児島市等より多数の
客が集まり、観光シーズンには観
光客でにぎわいます。又夏は海水
を結ぶ観光ルートは新婚さんのメ
リカでもあります。

因その他 日本本土最南端に位
置し亜熱帯植物群が密集する佐多
岬、日本初のロケット打上げの地
内之浦ロケット基地、50キロ以上
はあると思われる海岸線が日本三
大砂丘の一つである吹上浜、東洋
のナイagara曾木の滝、日本三大
鶴の渡来地出水、つりのメツカ坊
ノ津、観光地として数多くの景勝
地をもっています。

この様な観光の外鹿児島には色

全書籍発行の出版物のご案内

付加価値税視察団報告書	2,000円
ヨーロッパ税理士制度	2,000円
ヨーロッパの中小企業脱制	2,500円
クレッカーラ講演録	500円
十年のあゆみ	2,000円
業界改善資料集	2,000円

第一税協の「要望書、批判」に対する反論 500円

是非お買い求めのうえ、今後の活動の参考として下さい。

申込先 全青税事務局又は単位青
税にお申込み下さい。